

平成22年版マンガ宅建はじめの一步 (3153)

【法改正による修正箇所のお知らせ】

平成22年6月16日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集

TEL:03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度試験は、平成22年4月1日現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成22年10月17日(日)に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P359 上から2 コマ目右側	5年間保存すること。	5年間保存(注)すること。 (注)自ら売主となる新築住宅に関する帳簿→10年間保存